

長崎県公立大学法人特任教員規程

〔平成18年12月27日〕
規 程 第 17 号

改正 平成20年4月1日規程第31号
改正 平成21年8月27日規程第16号
改正 平成25年9月9日規程第25号
改正 平成27年3月11日規程第63号
改正 平成29年11月2日規程第17号
改正 令和2年3月10日規程第26号
改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人非常勤教職員就業規則（平成17年規則第6号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）第2条第1号に規定する特任教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成27年規程第63号、平成29年規程第17号、令和7年規程第37号〕

（定義）

第2条 この規程において「特任教員」とは、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における教育・研究の戦略的な充実・特色化を図るために採用される者であって、長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程（平成17年規程第43号。以下「教員選考規程」という。）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格を有する者若しくはこれに準ずると認められる者をいう。

一部改正〔平成27年規程第63号、平成29年規程第17号〕

（特任教員の資格）

第3条 特任教員となることのできる者は、他に本務を持たない者であって、教員選考規程第2条に規定する基準を備え、かつその者の学識、経験、地位等に照らし、教授、准教授又は講師に準じて学生の教育指導に当たらせることが適当と認められる者とする。

一部改正〔平成29年規程第17号〕

（採用手続）

第4条 特任教員の採用手続に関しては、常勤の教員の例による。

ただし、本学を退職する教員もしくは退職した教員（退職後2年以内に採用される者に限る。）を退職前と同一学科において採用する場合は、採用手続の一部を省略することができる。

2 特任教員の採用は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正〔平成21年規程第16号〕

（所属）

第5条 特任教員は、長崎県立大学におけるいずれかの学部（研究科を含む。）又は附属施設に所属するものとする。ただし、大学における学部教授会、研究科運営委員会及び研究科専攻教授会の構成員外とする。

一部改正〔平成20年規程第31号、平成25年規程第25号、平成27年規程第63号、
令和2年規程第26号〕

(任期)

第6条 特任教員の任期については、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、長崎県公立大学法人特任教員任期規程（平成29年規程第18号）に定めるものとする。

一部改正〔平成27年規程第63号、平成29年規程第17号〕

(勤務条件)

第7条 特任教員の授業担当時間その他の勤務条件については、その者の担当しようとする授業科目、経験及び能力等に応じて理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、特任教員の勤務条件に関し必要な事項は、非常勤教職員就業規則及び長崎県公立大学法人非常勤教職員給与規程（平成17年規程第16号）の定めるところによる。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

一部改正〔平成27年規程第63号、平成29年規程第17号〕

附 則

この規程は、平成18年12月27日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第31号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月27日規程第16号）

この規程は、平成21年8月27日から施行する。

附 則（平成25年9月9日規程第25号）

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則（平成27年3月11日規程第63号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月2日規程第17号）

この規程は、平成29年11月2日から施行する。

附 則（令和2年3月10日規程第26号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。